

# 熊本県立自然公園事業執行等取扱要領

## 目次

- 第1節 総論（第1 - 第4）
- 第2節 執行の協議又は認可（第4の2 - 第8）
- 第3節 内容の変更の協議又は認可（第8の2 - 第10の2）
- 第4節 認可の条件（第11）
- 第5節 改善命令（第12 - 第13）
- 第6節 承継の協議又は承認（第13の2 - 第17）
- 第7節 廃止の届出（第18）
- 第8節 失効、取消し等（第19 - 第20）
- 第9節 原状回復命令等（第21 - 第23）
- 第10節 報告徴収及び立入検査（第24）
- 第11節 違反行為（第25 - 第26）
- 第12節 書類の交付（第27）
- 第13節 熊本市の区域に関する取扱い（第28）
- 第14節 報告（第29 - 第30）

### 第1節 総論

#### （通則）

##### 第1

熊本県自然公園条例（昭和33年条例第45号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づく県立自然公園に関する公園事業（以下「県立公園事業」という。）の執行に関しては、条例、熊本県立自然公園条例施行規則（昭和33年規則第45号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

#### （県立公園事業に関する申請内容等に対する指導）

##### 第2

県立公園事業の執行に関し相談を受けたときは、県立公園事業の執行の内容及び協議書・申請書（以下「申請書等」という。）又は届出書の内容が、条例、規則及び本要領に照らし適切なものとなるよう指導するものとする。なお、指導においては、熊本県行政手続条例（平成7年条例第53号）第30条から第34条までの規定に留意する。

#### （県立公園事業に関する申請書等の審査等）

##### 第3

- 1 地域振興局長は、申請者若しくは協議者（以下「申請者等」という。）又は届出者が

ら県立公園事業の執行に関する申請書等又は届出書が提出されたときは、当該申請書等又は届出書について不備又は不足がないことを確認し、不備又は不足がある場合には相当の期間を定め、申請者等又は届出者に補正を求めることとする。

- 2 地域振興局長は、申請書等が提出された日（申請書等の不備又は不足について補正を求めた場合にあつては、当該補正がなされた日）から起算して原則として14日以内に、本要領に定める審査事項について審査し、処理又は処分するものとする。

なお、相当の期間を経過しても申請書等の不備又は不足が補正されないときは、速やかに熊本県行政手続条例第7条の規定によって、申請によって求められた認可、承認（以下「認可等」という。）を拒否する処分又は協議への異議を行うものとする。

（拒否の処分又は協議の内容への異議に当たつての理由の提示）

#### 第4

- 1 公共団体以外の者が行う認可等を拒否する処分を行う場合には、熊本県行政手続条例第8条の規定により、処分の内容を通知する書面（以下「指令書」という。）にその理由を記載するものとする。
- 2 公共団体が行う協議の内容への異議がある場合には、熊本県行政手続条例第8条の規定に準じ、回答を通知する書面（以下「回答書」という。）にその理由を記載するものとする。

### 第2節 執行の協議又は認可

（分譲型ホテル等の申請書等の様式）

#### 第4の2

宿舎に関する県立公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるもの（以下「分譲型ホテル等」という。）にあつては、「宿舎に関する熊本県立自然公園事業に係る分譲型ホテル等の取扱いについて」（以下「分譲型ホテル等に係る取扱い」という。）に定める様式によるものとする。

また、県立公園事業に係る申請等に関する事務処理のうち、特殊な事例については、別の定めによるものとする。

（執行の協議又は認可の申請書等の記載事項）

#### 第5

公園事業執行協議書（認可申請書）（規則別記第1号様式）の記載事項のうち、「公園施設の規模」及び「公園施設の構造」については別に定める記載事項によるものとし、「公園施設の管理又は経営の方法」については次の事項を記載するものとする。ただし、分譲型ホテル等にあつては、分譲型ホテル等に係る取扱いに定める記載事項によるものとし、運輸施設にあつては、（2）、（4）及び（6）を記載することを要しない。

（1）直営又は委託の別

- ( 2 ) 委託する場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ( 3 ) 通年供用又は季節供用の別
- ( 4 ) 季節供用の場合にあつては、供用期間
- ( 5 ) 料金徴収の有無
- ( 6 ) 料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額

( 執行の協議又は認可の申請書等の添付書類 )

#### 第 6

- 1 規則第 3 条の 2 第 3 項第 7 号に規定する書類は、以下に掲げる書類とする。
  - ( 1 ) 別に定める審査指針に掲げる書類
  - ( 2 ) 申請等の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書
  - ( 3 ) 申請等の日の属する事業年度及び翌事業年度における収支予算書 ( 総額及び内訳を記載したもの )
- 2 規則第 3 条の 2 第 3 項第 9 号に規定する書類は、分譲型ホテル等に係る取扱いに定めるものとする。
- 3 規則第 3 条の 2 第 3 項第 10 号の「その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類」には、工事の施行によって発生する廃材又は残土の処理の方法を説明した書類を含めるものとする。
- 4 規則第 3 条の 2 第 3 項第 12 号に規定する書類には、宿舎に関する県立公園事業であつて、当該施設の所有権を客室単位等で販売するものにあつては、分譲型ホテル等に係る取扱いに定める書類を含めるものとする。

( 執行の協議又は認可の申請書等の審査事項 )

#### 第 7

条例第 11 条第 2 項に基づく協議又は同条第 3 項に基づく認可は、申請等の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。

- ( 1 ) 条例第 8 条第 1 項の規定に基づく県立自然公園に関する公園計画 ( 以下「県立自然公園計画」という。 ) 条例第 10 条第 1 項に基づく公園事業の決定及び別に定める「県立自然公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」との整合性
- ( 2 ) 公園施設の位置、規模及び構造の適切性
- ( 3 ) 公園施設の管理又は経営の方法の適切性
- ( 4 ) 県立公園事業の執行が、風致、景観又は風景に及ぼす支障の有無
- ( 5 ) 県立公園事業が適正に管理又は運営されるために必要な申請者の資産、経理的基礎及び能力の有無
- ( 6 ) 県立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否
- ( 7 ) その他第 8 の審査基準への適合の判断に必要な事項

( 執行の協議又は認可の審査基準 )

第 8

- 1 条例第 11 条第 2 項に基づく協議又は同条第 3 項に基づく認可は、申請等の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。
  - ( 1 ) 県立自然公園計画及び県立公園事業の決定事項に適合すること。
  - ( 2 ) 当該事業の執行内容が当該地域における県立自然公園管理計画 ( 地域の実情に即した公園管理を行うため、県立自然公園毎に必要な応じ管理計画区を定め、各県立自然公園又は各管理計画区について風致景観の保護及び利用等に関する事項を定めたもの ) が定められている場合には、当該管理計画の規定に適合すること。
  - ( 3 ) 県立公園事業を執行するに当たって当該公園事業に含めうる付帯施設がある場合には、当該付帯施設が別に定める「県立自然公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」の規定に適合すること。
  - ( 4 ) 公園施設の位置、規模及び構造が、執行内容に対して適正であり、利用施設にあっては安全性及び利用上の快適性が確保されていること。
  - ( 5 ) 公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。
  - ( 6 ) 申請者が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。
  - ( 7 ) 利用施設事業については、特定の者が優先的に使用するものでないこと。ただし、分譲型ホテル等であって、分譲型ホテル等に係る取扱いに定める基準に適合するものについては、この限りでない。
  - ( 8 ) 県立公園事業の執行が県立自然公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。
  - ( 9 ) 県立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を県立公園事業の用に供するための権原を有していること。
  - ( 10 ) 県立公園事業の執行が、他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、その許可等を得られる見込みがあること。
  - ( 11 ) 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。
- 2 1 ( 6 ) に定める事項の具体的な審査の指標及び基準については別に定める審査指針によるものとする。
- 3 1 の定めは、熊本県行政手続条例第 5 条第 1 項に規定する審査基準及び地方自治法 ( 昭和 22 年法律第 67 号 ) 第 250 条の 2 第 1 項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、熊本県行政手続条例第 5 条第 3 項及び地方自治法第 250 条の 2 第 1 項の規定により、地域振興局において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

第 3 節 内容の変更の協議又は認可  
( 分譲型ホテル等の変更申請書等の様式 )

## 第8の2

分譲型ホテル等にあつては、分譲型ホテル等に係る取扱いに定める様式によるものとする。

(内容の変更の協議又は認可の申請書等の審査事項)

## 第9

公園事業変更協議書(認可申請書)(規則別記第1号の2様式)については、第7各号に掲げる事項について審査するものとする。

(内容の変更の協議又は認可の基準)

## 第10

- 1 条例第11条第6項に基づく協議又は認可は、第8の1に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。
- 2 1の定めは、熊本県行政手続条例第5条第1項に規定する審査基準及び地方自治法第250条の2第1項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、熊本県行政手続条例第5条第3項及び地方自治法第250条の2第1項の規定により、地域振興局において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

(内容の変更の協議、認可又は届出を要しない事項)

## 第10の2

- 1 建築物の内部の構造の変更であつて、輕易と認められるもの(宿舍又は野営場に関する県立公園事業であつて、最大宿泊者数に変更が生じるものを除く。)については、県立公園事業の内容の変更には該当せず、条例第11条第6項の変更の協議、認可又は条例第11条第9項の届出を要しない。

## 第4節 認可の条件

(認可の条件)

## 第11

- 1 条例第11条第10項の規定に基づく条件は、申請者がこれに違反した場合に、条例第15条第3項第2号の規定に基づく認可の取消し又は条例第56条第2号に定められた罰則が適用され得ることから、具体的かつ分かりやすい表現を用い、原則として別表に掲げる例文によるものとする。ただし、自然環境保全の観点並びに安全性又は快適性の確保等利用の観点から施設の管理等に関して付す条件については、別表に掲げる例文にかかわらず、必要に応じて適切なものを付すことができるものとする。
- 2 条例第11条第2項の規定に基づく協議に際しては、別表に掲げる例文によって留意事項を付すことができるものとする。ただし、県立公園事業の執行において必要不可欠な事項については、留意事項の付加によらず、協議内容の変更を求めることとし、

当該変更が行われない場合にあつては、当該協議の内容への異議がある旨の回答をするものとする。

- 3 公園施設の利用者数を報告する旨の条件が付された場合における当該報告の様式は、様式第1によるものとする。ただし、分譲型ホテル等にあつては、分譲型ホテル等に係る取扱いに定める様式によるものとする。

## 第5節 改善命令

(改善命令)

### 第12

- 1 条例第12条の規定に基づく県立公園事業に係る施設の改善その他の当該県立公園事業の執行に関する改善命令は、県立公園事業の適正な執行の確保の観点から、県立公園事業の執行内容が不相当と認められるときに行うものとする。
- 2 公園施設の改善等を命ずる場合には、熊本県行政手続条例第27条から第29条までの規定により、弁明の機会を付与するものとし、処分に当たっては、熊本県行政手続条例第14条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。

(改善命令に関する報告)

### 第13

地域振興局長は、県立公園事業の執行内容が第12の1に該当し、改善を要すると認めるときは、その旨の意見を付して、その状況を様式第2により環境生活部長に報告するものとする。

## 第6節 承継の協議又は承認

(分譲型ホテル等に係る承継の協議又は承認申請書等の様式)

### 第13の2

分譲型ホテル等にあつては、分譲型ホテル等に係る取扱いに定める様式によるものとする。

(譲渡による承継の承認申請書の審査事項)

### 第13の3

公園事業承継承認申請書(規則別記第2号様式)については、次に掲げる事項を審査するものとする。」

- (1) 承継の必要性
- (2) 承継により生じる県立自然公園の保護又は利用上の支障の有無
- (3) 県立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否
- (4) その他第13の4の審査基準への適合の判断に必要な事項

審査事項（３）について、譲受人が当該財産の所有権等を有していない場合であっても、例えば、当該財産の所有権等の移転に係る契約書において、承継の承認を条件として当該財産の所有権等が移転することとなっている等、承認時より当該財産の所有権等の移転がされることが明らかとなっている場合には、当該事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を使用できることとして取り扱って差し支えない。

（譲渡による承継の承認の審査基準）

#### 第13の4

- 1 条例第13条第1項の規定に基づく承認は、申請の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。
  - （１）利用施設事業については、特定の者が優先的に使用するものでないこと。ただし、宿舎に関する県立公園事業であって、分譲型ホテル等に係る取扱いに定める基準に適合するものについては、この限りでない。
  - （２）譲渡承継後に安全性及び利用上の快適性を確保するため適切に管理又は経営がされるものであること。
  - （３）前号のほか、譲渡承継後の公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。
  - （４）譲受人が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。
  - （５）譲受人が、県立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を県立公園事業の用に供するための権原を有していること。
  - （６）他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、譲受人が、その許可等を得られる見込みがあること。
  - （７）申請の事項について客観的な挙証資料が示されていること。
- 2 1（４）に定める事項の具体的な審査の指標及び基準については別に定める審査指針によるものとする
- 3 1の定めは、熊本県行政手続条例第5条第1項に規定する審査基準として取り扱うこととし、同条第3項の規定により、地域振興局において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

（合併又は分割による承継の協議又は承認申請書の審査事項）

#### 第14

公園事業承継協議書（承認申請書）（規則別記第2号の2様式）については、次に掲げる事項を審査するものとする。

- （１）承継の範囲及びその方法
- （２）承継により生じる県立自然公園の保護又は利用上の支障の有無
- （３）県立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否
- （４）その他第15の審査基準への適合の判断に必要な事項

(合併又は分割による承継の協議又は承認の審査基準)

第 15

- 1 条例第 13 条第 2 項の規定に基づく協議又は承認は、申請等の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。
  - (1) 県立公園事業者である法人の合併又は分割により、申請者等に県立公園事業の全部が承継されていること。
  - (2) 申請者等が、当該申請等に係る県立公園事業を適正に執行するために必要な能力を有していること。
  - (3) 申請者等が、県立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を県立公園事業の用に供するための権原を有していること。
  - (4) 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。
- 2 1 の定めは、熊本県行政手続条例第 5 条第 1 項に規定する審査基準及び地方自治法第 250 条の 2 第 1 項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、熊本県行政手続条例第 5 条第 3 項及び地方自治法第 250 条の 2 第 1 項の規定により、地域振興局において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

(相続による承継の承認申請書の審査事項)

第 16

- 公園事業相続承継申請書(規則別記第 2 号の 3 様式)については、次に掲げる事項を審査するものとする。
- (1) 承継の範囲及びその方法
  - (2) 県立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否
  - (3) その他第 17 の審査基準への適合の判断に必要な事項

(相続による承継の承認の審査基準)

第 17

- 1 条例第 13 条第 2 項の規定に基づく承認は、申請の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。
  - (1) 県立公園事業者である被相続人の死亡により、申請者に県立公園事業の全部が承継されていること。
  - (2) 相続人が二人以上ある場合にあつては、申請にかかる県立公園事業者の地位を申請者が承継することについて、その全員が同意していること。
  - (3) 申請者が、県立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を県立公園事業の用に供するための権原を有していること。
  - (4) 申請事項について客観的な挙証資料が示されていること。
- 2 1 の定めは、熊本県行政手続条例第 5 条第 1 項に規定する審査基準として取り扱うこととし、同条第 3 項の規定により、地域振興局において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。



## 第7節 休廃止の届出

( 廃止に際する原状回復等の必要性の確認 )

### 第18

地域振興局長は、公共団体以外の者から県立公園事業廃止の届出(規則別記第3号様式)があった場合には、第21の1各号への適合を調査し、条例第16条第1項の規定に基づく原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下「原状回復等」という。)の必要性について確認するものとする。この場合において、原状回復等を命じる必要があると認めるときは、その旨を様式第3により、速やかに環境生活部長に報告するものとする。

## 第8節 失効、取消し等

( 執行の認可の失効の報告 )

### 第19

地域振興局長は、公共団体以外の者から公園事業執行認可失効届出書(規則別記第3号の2様式)が提出された場合又は条例第15条第1項の規定により条例第11条第3項の認可の失効が確認された場合であって、県立公園事業者自らが公園事業執行認可失効届出書を提出することが事実上不可能な場合にあつては、第21の1各号への適合を調査した上で、原状回復等の必要性についての意見を付して、その旨を様式第4により速やかに環境生活部長に報告するものとする。

なお、県立公園事業者が、個人の場合は戸籍上死亡している、法人にあつては登記簿上消滅している等の理由により存在しない場合は、条理上条例第11条第3項の認可は失効することとなる。この場合、名あて人が不在となるため、条例第16条第1項の規定に基づく原状回復命令等の対象にはなり得ないが、公園事業の失効の報告については、第21の1各号への適合を調査した上で、原状回復等の必要性についての意見を付して、その旨を様式第4により速やかに自然環境局長に報告するものとする。

( 県立公園事業の認可の取消しの手続 )

### 第20

- 1 地域振興局長は、条例第15条第3項の規定に基づき県立公園事業の執行の認可を取り消す必要があると認めた場合には、第21の1各号への適合について調査した上で、原状回復等の必要性についての意見を付して、その旨を様式第5により速やかに環境生活部長に報告するものとする。
- 2 条例第15条第3項の規定に基づき県立公園事業の執行の認可を取り消す場合には、熊本県行政手続条例第15条から第26条の規定により聴聞を行うとともに、処分に応当っては、同法第14条の規定により達にその理由を記載するものとする。

## 第9節 原状回復命令等

(原状回復命令等に当たっての手續)

### 第21

- 1 条例第16条第1項の規定に基づく原状回復等を執るべき旨の命令は、次に掲げる要件に適合する場合に行うものとする。
  - (1) 当該公園施設が県立公園事業の執行によって生じた施設であること。
  - (2) 当該公園施設に関する県立公園事業の執行の認可を受けていた者以外の者が、新たに条例第11条第2項の協議又は同条第3項の認可を受けて、県立公園事業の用に供するものではないこと。
  - (3) 当該公園施設が熊本県立自然公園「審査指針」及び「細部解釈及び運用方法」(昭和63年8月8日付け自保第601号)に定める行為の許可の基準に合致しないこと。
  - (4) 当該県立自然公園施設に対して原状回復等の措置が執られないことが、当該公園施設が風致、景観又は風景の維持に著しい支障を与えるものであること。
- 2 条例第16条第1項の規定に基づき原状回復等を命じる場合には、熊本県行政手続条例第29条から第31条の規定により弁明の機会を付与するとともに、処分に当たっては、同条例第14条の規定により達にその理由を記載するものとする。
- 3 条例第16条第1項の規定に基づく原状回復等の命令については、特に行政上の争訟に至る可能性が高い行政処分であることから、予め法制的検討を十分に行うものとする。
- 4 条例第16条第1項の規定に基づき原状回復等を命じるに当たっては、関係行政庁との連絡調整に努めるものとする。

(行政代執行に当たっての手續)

### 第22

- 1 条例第16条第1項の規定に基づき原状回復等を命ぜられた者がこれを履行しない場合であって、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和23年法律43号)第2条の規定に基づき、その者の負担において、当該原状回復等を行い、その費用をその者から徴収する(以下「行政代執行」という。)こととする。
- 2 行政代執行に当たっては、同法第3条に基づく戒告を行うこととし、当該戒告は、原則として原状回復等に着手する日から起算して少なくとも1月前まで行うこととする。ただし、公益上、緊急に原状回復等に着手する必要がある場合には、この限りではない。

(簡易代執行に当たっての手續)

第 23

- 1 第 21 の 1 ( 1 ) から ( 4 ) に該当する場合であつて、過失がなく、原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、原状回復等を行う(以下「簡易代執行」という。)こととする。
- 2 条例第 16 条第 2 項に基づく公告は、原則として原状回復等に着手する日から起算して少なくとも 1 月前まで行うこととする。ただし、公益上、緊急に原状回復等に着手する必要がある場合には、この限りではない。
- 3 知事は、条例第 16 条第 2 項の規定に基づく原状回復等を管下の職員又は委任した者(以下「作業員」という。)に行わせる必要があると認めるときは、当該職員又は作業員に対し、原状回復等の実施を指示する指示書又は委任書を交付するものとする。
- 4 当該職員又は作業員は、原状回復等の実施に際して、同条第 3 項に定める身分を示す証明書とともに 3 の指示書又は委任書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第 10 節 報告徴収及び立入検査

(職員による報告徴収及び立入検査)

第 24

- 1 地域振興局長は、条例第 17 条第 1 項の規定に基づく立入検査を管下の職員に行わせる必要があると認めるときは、当該職員に対し、立入検査の実施を指示する指示書を交付するものとする。
- 2 当該職員は、立入検査に際して、同条第 3 項に定める身分を示す証明書とともに 1 の指示書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第 11 節 違反行為

(違反行為の防止方法)

第 25

- 地域振興局長は、次に掲げる方法により県立公園事業の執行に関する条例の違反行為(以下「違反行為」という。)の防止に努めるものとする。
- ( 1 ) 県立公園事業者に対し、法令の規定等を機会あるごとに周知すること。
  - ( 2 ) 巡視を励行すること。
  - ( 3 ) 申請者等に対し、当該申請等に係る処分を受ける以前に公園事業の執行に係る行為に着手しないよう指導すること。
  - ( 4 ) 条例第 11 条第 10 項の規定に基づき付された条件及び第 11 の 2 に基づく留意事項を確実に履行するよう指導すること。

(違反行為に対する措置)

## 第 26

地域振興局長は、違反行為を発見したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。  
なお、違反処理に当たっては、行政指導等の記録に努めることとし、処分は文書により行うものとする。

- ( 1 ) 当該違反行為の中止を勧告するとともに、必要事項を調査の上速やかに当該違反行為の内容、状況及び当該違反行為の処分に関する意見を様式第 6 により環境生活部長に報告すること。
- ( 2 ) 環境生活部長は、違反行為の態様が悪質である等、特に必要があると認める場合、刑事訴訟法(昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号)第 2 3 9 条及び第 2 4 1 条の規定により告発の手続をとること。なお、告発にあたっては、あらかじめ司法当局と調整を行うこと。
- ( 3 ) 当該違反行為が同時に他の法令にも違反している可能性がある場合は、速やかに該当法令を所管する関係行政庁に連絡すること。

### 第 12 節 書類の交付

( 不認可等に係る指令書等の交付の取扱い )

## 第 27

次に掲げる処分に係る回答書又は指令書の交付に当たっては、処分の内容を名あて人に確実に伝達するとともに、処分のあったことを知った日を明確にするため、当該回答書又は指令書を名あて人に対し、捺印のある受領書を受ける、又は配達証明扱いで郵送することにより交付するものとする。

なお、環境生活部長は、自ら行った処分に係る回答書又は指令書の写しを当該地域振興局長へ送付するものとする。

- ( 1 ) 条例第 1 1 条第 2 項の規定に基づく執行の協議への異議
- ( 2 ) 条例第 1 1 条第 3 項の規定に基づく執行の不認可
- ( 3 ) 条例第 1 1 条第 6 項の規定に基づく公園施設等の変更の協議への異議又は不認可
- ( 4 ) 条例第 1 2 条の規定に基づく公園施設等の改善の命令
- ( 5 ) 条例第 1 3 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく承継の協議への異議又は不承認
- ( 6 ) 条例第 1 5 条第 3 項の規定に基づく執行認可の取消し
- ( 7 ) 条例第 1 6 条の規定に基づく原状回復等の命令

### 第 13 節 熊本市の区域に関する取扱い

( 熊本市の区域に関する取扱い )

## 第 28

金峰山県立自然公園における熊本市の区域内で行われる公園事業の取扱いについては、

本要領中「地域振興局長」とあるのは「環境生活部長」と読み替えるとともに、環境生活部長への報告等に関する規定は適用しないものとする。

#### 第14節 報告

(不認可処分等に関する報告)

##### 第29

地域振興局長は、申請を拒否する処分又は不認可処分等を行った場合は、当該申請書の写しに申請を拒否した理由又は不認可等の理由を添えて、速やかに環境生活部長に報告するものとする。

(地域振興局長の処理に関する台帳の整備及び処理件数の報告)

##### 第30

- 1 地域振興局長は、処理した内容について様式第7により台帳を整備するものとする。
- 2 地域振興局長は、上記台帳の写しを毎年4月末日までに環境生活部長に提出し、前年度分の処理内容について報告するものとする。

#### 附則

- 1 この取扱要領は、平成12年4月1日から実施する。
- 2 この取扱要領の改正は、平成18年3月29日から実施する。
- 3 この取扱要領の改正は、平成23年9月2日から実施する。
- 4 この取扱要領の改正は、令和6年3月18日から実施する。